

# 公益財団法人 神奈川県学校給食会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県学校給食会定款（以下「定款」という。）

第17条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (理事長及び会長の報酬)

第2条 定款第27条第2項及び第3項に規定する理事長並びに会長には、月額報酬及び通勤手当を支給する。

- 2 理事長に対する月額報酬の額は、月額50万円以内とする。
- 3 会長に対する月額報酬の額は、月額15万円以内とする。
- 4 通勤手当の額は、公益財団法人神奈川県学校給食会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員の例による。

## (非常勤の理事及び評議員の報酬)

第3条 非常勤の理事及び評議員に、この法人の理事会、評議員会への出席等その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項の報酬の額は、1日につき2万円以内とする。

## (監事の報酬)

第4条 監事が定款第30条に規定する職務を行う場合の報酬として、1日につき2万円以内を支給することができる。

## (使用人を兼ねる役員の報酬の種類及び額)

第5条 使用人を兼ねる理事の報酬は役員手当とし、月額10万円を超えない範囲内で支給することができる。

## (支給方法)

第6条 報酬等は、現金により直接本人に支給する。ただし、法令の定めにより控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬等の金額から控除して支給することができる。

- 2 役員等が、報酬等の支払いについて、本人の指定する本人名義の金融機関口座への振込みを申し出た場合は、その方法により支給することができる。
- 3 報酬等の支給については、この規程に定めるもののほか、職員給与規程を準用する。

## (費用弁償)

第7条 役員等が、この法人の職務を執行するために要する旅費交通費等の費用について、公益財団法人神奈川県学校給食会職員旅費規程の規定に準じて、支給することができる。

- 2 前項の費用については、発生の都度、現金により支給する。

## (補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。